

府子本第312号  
28文科初第212号  
雇児発0510第1号  
平成28年5月10日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
各指定都市・中核市市長 殿  
各指定都市・中核市教育委員会  
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
香取照幸

(印影印刷)

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する  
基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）

幼保連携型認定こども園における職員配置については、幼保連携型認定こども

も園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）（平成 26 年 11 月 28 日府政共生第 1104 号、26 文科初第 891 号、雇児発第 1128 号。以下「本件通知」という。）により示しているところであるが、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 63 号）により、平成 27 年 4 月 1 日以後、保育所に係る保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができる等とされたこと等を踏まえ、本件通知についても下記のとおり改正するので、貴職においてその運用に遺漏のないよう適切に配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

本件通知記の 2（2）中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38445

FAX：03-3581-2808

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 3136

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7928

FAX：03-3595-2674